

## 第1章 第2次プランの基本的な考え方

### 1 第2次プラン策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定されてから、20年近くが経とうとしています。そして、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が制定されるなど、近年、国では男女共同参画の推進にさらに力を入れています。

東金市においても、豊かで活力ある社会を築くため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。平成23年4月には、「東金市男女共同参画プラン」を策定し、施策を展開してきました。その東金市男女共同参画プランの計画期間が平成27年度をもって満了することから、この間の施策展開の妥当性や達成度を確認するとともに、現在から将来に渡っての社会・経済状況等を踏まえ、男女共同参画社会を実現するために「第2次東金市男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランは「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し策定しております。また、「東金市まち・ひと・しごと創生総合戦略(九十九里地域広域連携)」や「東金市第3次総合計画(基本構想・基本計画)」を受け、個別計画との整合を図り、本市の男女共同参画施策推進の基本とするための計画とします。

### 2 第2次プランの性格

本プランは、男女共同参画社会構築、施策の推進において、東金市の「特段の個性」を打ち出そうとするものではありません。男女共同参画社会の構築・施策の推進は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「男女共同参画社会基本法」、また県内市町村を包括する「第4次千葉県男女共同参画基本計画」といった世界、国内、県内において、どの空間、時間においても一律的に、それらの趣旨に基づく施策、支援など享受されるべきものであって、本市においても法令、上位計画などの内容を基本として、男女共同参画の推進を、普遍的な趣旨を前提として基本目標や具体的施策等を定めたものです。

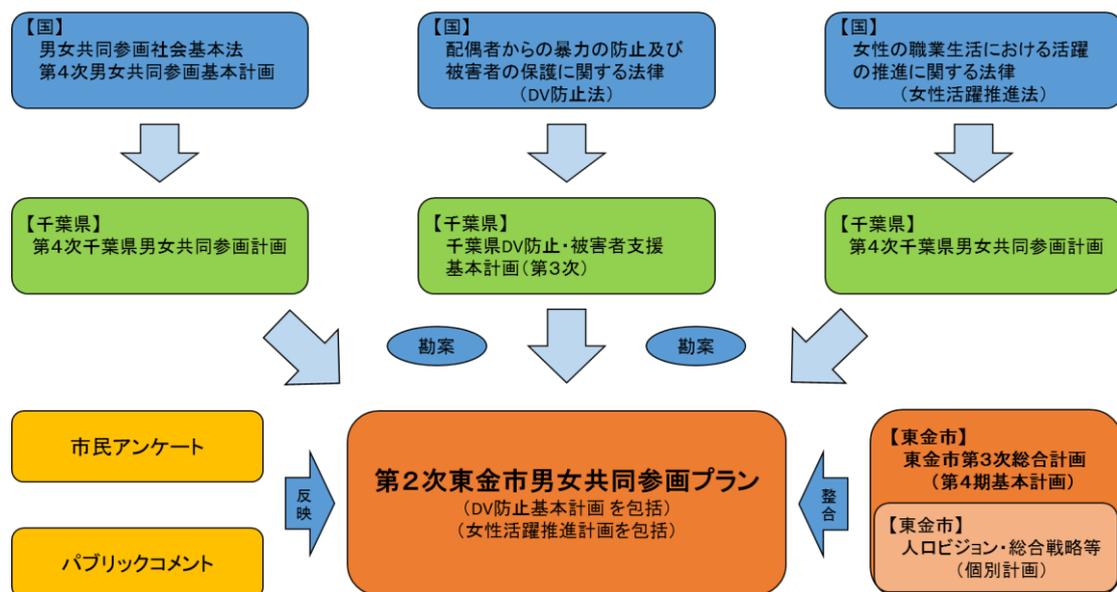
また、男女共同参画社会基本法でも、「市町村は、男女共同参画社会基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。」と、上位の法令や計画等に整合した計画策定が求められています。これらのことから、本市の男女共同参画の施策として体系を明確にし、鳥瞰できるようにして施策を推進しようとするものです。

このプランは、社会的な性別(ジェンダー)による生活行動での差異といった価値判断や議論を求めるものではありません。生涯を通じて男女が平等に協力し合って生き抜いていくための視点や見方に着目して考えようとする契機と、生まれ、育ち、学び、働き、地域参加をするといった現実の生活の中で、男女共同参画について考え、行動に表していけるようになるための契機とすることに重みを置くものです。

そして、その男女共同参画について、人権、正義、法令等に反しないことはもとより、現在、一般に社会的な常識の範囲と認められている必要最低限の事項、つまり、誰もが、どこでも、いつでもそのことを受け入れられることについて定め、推進して行きます。

なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と一体のものとして策定します。

加えて、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画についても一体のものとして策定します。



### 3 第2次プランの期間

第2次東金市男女共同参画プランは、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。また、このプランは、社会・経済状況等の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

### 4 第2次プランの進行管理

本プランは、施策や指標の達成を見ることで進行管理をしていきます。主な指標として、市民アンケートによる意識調査や東金市第3次総合計画第4期基本計画で定めた指標等を活用し管理します。

## 5 第1次プランの成果・課題

第1次プランは、本市において男女共同参画の視点が様々な事業、仕事の場面で蔑ろにされないようにし、「男女共同参画の普遍的趣旨が守られるようにするものにする」とを目的として策定されました。

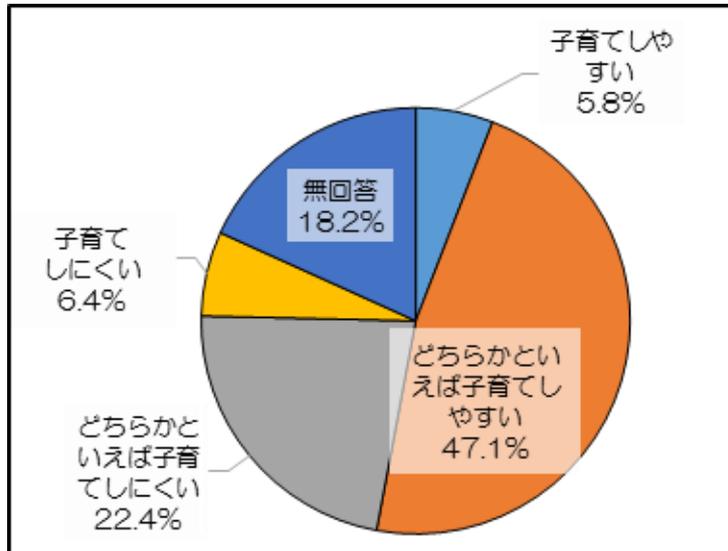
第1次プランの効果を測定するための指標、第1次プラン策定時の目標値、平成27年度における現状値は次の通りです。

基本目標	指標名	前プラン 策定時	目標値 (前プラン)	現状値 (H27)
I 男女共同参画推進のための意識改革	東金市主要施策の1つである「交流と連帯のまちづくり(男女共同参画推進事業等)」が重要だと思う市民の割合	45.2%	上昇	14.4%
II 政策・方針決定過程への参画	審議会等への女性の登用率	20.2%	25.0%	19.9%
III 家庭・地域・職場における男女共同参画	保育所入所待機児童数(年度当初)	0人	0人	9人
	病後児保育実施施設数	0箇所	1箇所	1箇所
	ファミリー・サポート・センター事業会員数	161人	220人	233人
	学童クラブ実施箇所	12箇所	13箇所	
	学童クラブ延利用者数	3,781人	維持	
	新米パパママ教室参加交流割合	—	100%	
	要支援認定者の介護度の維持改善率	56.0%	60.0%	
VI 計画を着実に進める推進体制の充実	地域職業相談所利用者のうち就労者人数	910人	1,000人	1,013人
	女性職員の管理職、管理監督的立場職への登用を職歴、評価等を適切に行うことを含む人事評価システムの再構築	現行評価制度 (H23)	再構築	

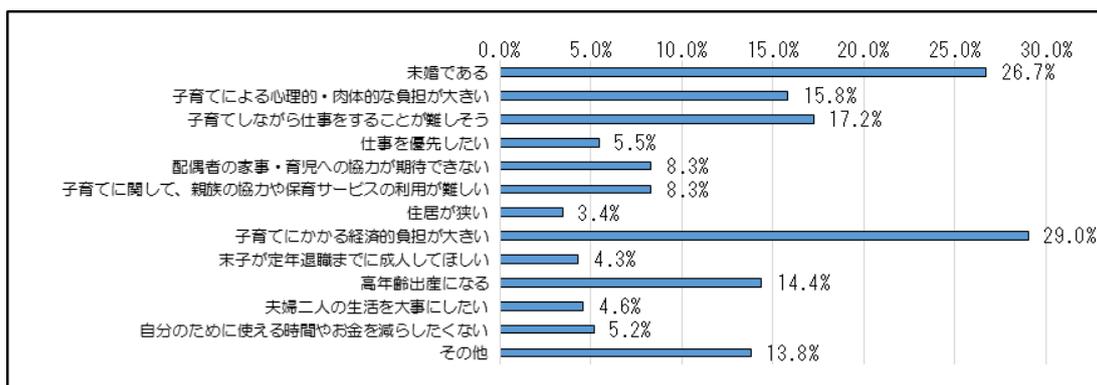
(第1次プランの目標管理)

目標を達成している指標もありますが、目標を達成していない項目や、平成23年時点の実績値よりも低下している項目もあります。

また、第1次プランでは、施策の1つとして、子育て支援の充実に取り組んできました。平成27年度に行った市民アンケートの結果を見ると、東金市の子育て環境について肯定的な意見が半数を超えており、施策の効果が現れていると言えます。



第1次プランでは、ワークライフバランスの意識定着、環境整備においても取組みを進めてきました。しかし、平成27年度の市民アンケートの設問「現在の子ども的人数が希望の子ども的人数より少ない／子どもが欲しくない理由」の結果を見ると、「子育てにかかる経済的負担が大きい」や「子育てしながら仕事をすることが難しそう」の割合が高く、十分な効果があったとは言えません。



子育てに係る経済的負担についての支援や子育てサービスのなお一層の充実、働く親を応援するワークライフバランスへの取り組み、子育てをする親の不安や負担を軽減できる施策の一層の充実が必要です。

### 第1次プランの総括

ファミリー・サポート・センター事業や病後児保育等については、着実に施策の効果が現れています。しかし、基本目標Ⅰ「男女共同参画推進のための意識改革」や基本目標Ⅱ「政策・方針決定過程への参画」の分野においては、施策の効果が十分に現れているとは言えません。

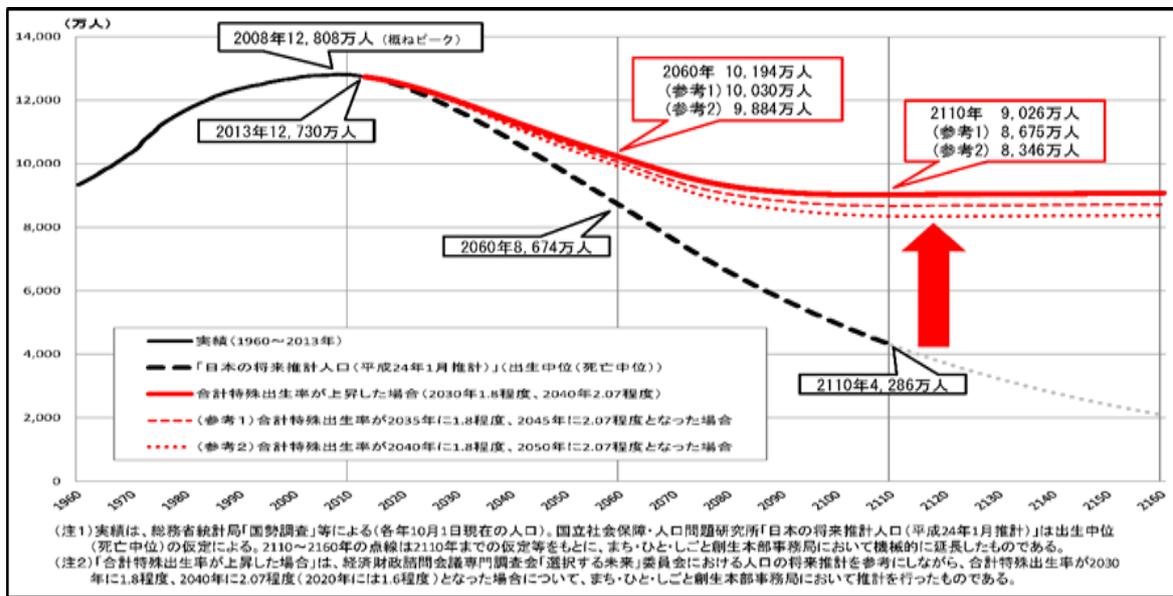
また、子育てに係る経済的負担についての支援や子育てサービスのなお一層の充実、働く親を応援するワークライフバランスへの取り組み、子育てをする親の不安や負担を軽減できる施策の一層の充実が求められています。

第1次プランでは、具体的な数値目標を掲げていない分野もあるため、推進状況を定量的に評価することが難しい部分もありますが、これまで進めてきた第1次プランの成果と課題を踏まえ、より実効性の高い施策を展開していく必要があります。

## 6 社会情勢の認識と東金市の状況

### (1) 日本社会における状況の変化

わが国は現在、急激な人口減に直面しています。さらに、少子高齢化による人口構成の変化、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など様々な課題も生じています。このような諸課題の解決に向けて、女性の活躍がますます必要とされています。



（出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン）

### (2) 男女の労働の状況

現状、労働者の働き方は、処遇や安定性は高いが長時間労働が求められる正規雇用か、柔軟で自由に働けるが処遇や安定性が低い非正規雇用者に分けられています。この、働き方の二極化への対応が必要になります。

特に問題なのは、女性の雇用状況です。男性雇用者のうち、非正規雇用者の割合は2割であるのに対し、女性雇用者のうちの非正規雇用者は半数を超えています。これは、出産・子育てなどによる離職後の

再就職に当たって非正規雇用者になる場合が多いことが原因にあげられます(第一子出産を機に約6割の女性が離職)。

また、男性雇用者の長時間労働が子育てや地域コミュニティへの参加を困難にし、結果的に女性の仕事と生活の調和を阻害していると考えられます。男性が置かれている労働環境についても見直していく必要があります。

さらに、指導的地位に女性が占める割合の低さも課題となっています。わが国では、就業者の4割を女性が占める中で、管理的職業従事者(会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等)に占める割合ははまだ1割と、諸外国に比べて低い水準にとどまっています。政府が掲げる目標である「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度とすること」を社会全体で共有・実現する必要があります。

---

### (3) 社会システムの現状

晩婚化や未婚化、高齢者の単身世帯、離婚による一人親世帯が増加しており、特に女性については前述の出産時の離職等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、いまだに残る「夫は仕事、妻は家庭」という役割意識に基づく社会システムの改善も課題となっています。今後、少子高齢化等の進展のなかで、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護等の負担が重くなっていくことも想定されます。そのような状況を防ぐため、男女の多様な生き方を可能にする社会システムへの転換が求められています。

---

### (4) 東日本大震災の経験から得た教訓

物資の備蓄・提供や避難所の運営等において、女性の視点に立った対応が十分でなかったことから、避難生活上の不便や犯罪被害等様々な問題が明らかになりました。防災・復興における政策・方針決定過程への女性参画が必要不可欠になっています。

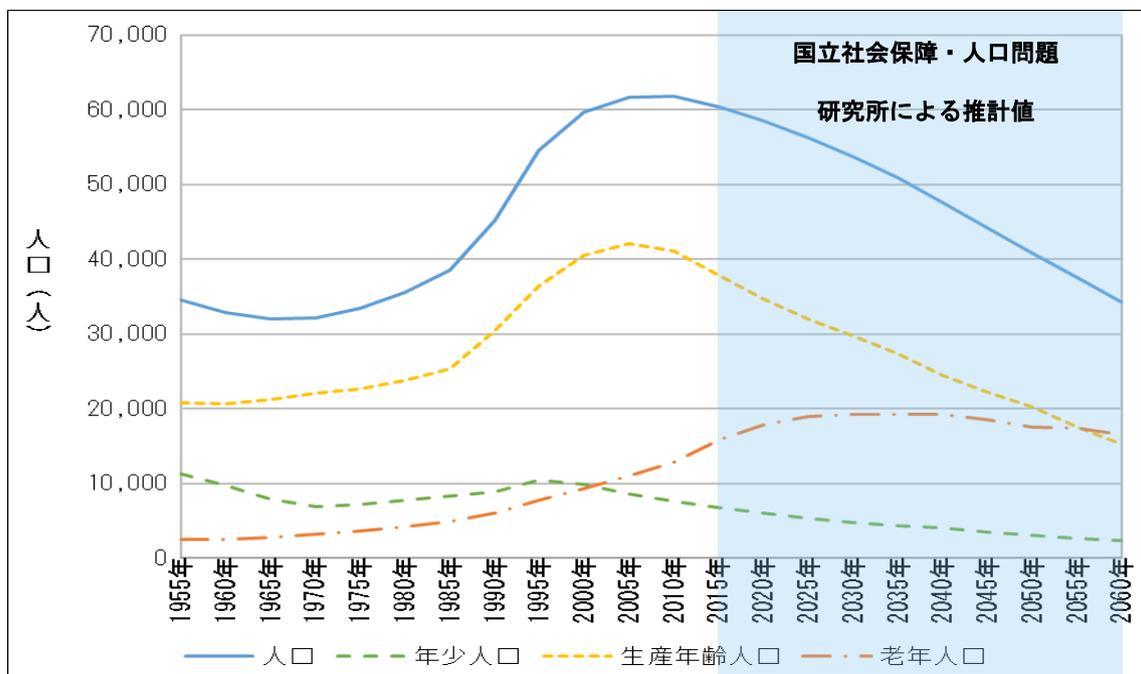
### (5) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。近年、SNS等の普及に伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな問題への対応も急務となっています。

### (6) 東金市の状況

昭和29年に市制施行された本市は、高度成長期以降、ほぼ一貫して増加を続けてきました。特に1985年から1990年にかけては急激な人口増加となっています。しかしながら2006年(平成18年)をピークに、人口は横ばいから減少傾向となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も人口は減少し続けることが予測されており、2060年には、約3万4千人と、現在人口の半数程度まで減少することが推計されています。

総人口・年齢区分別人口の推移



(出典：東金市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

年齢3区分別にみると、年少人口は1995年以降、生産年齢人口は2005年以降減少傾向にあるなかで、老年人口のみが増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがわかります。今後もこの傾向は変わらず、更なる少子高齢化が進むこととなります。

このように、労働力人口が減少していく中で、更なる地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、女性の活躍は地方創生に当たっても重要となります。